

# 仕 様 書

1. 件 名 三重運輸支局の一般廃棄物収集・運搬及び処理・処分業務契約
2. 対象施設 三重運輸支局 津市雲出長常町字六ノ割 1 1 9 0 - 9
3. 契約期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

## 4. 業務の内容

三重運輸支局より排出される一般廃棄物の収集・運搬及び処理・処分を行う。

### ○収集日

毎週火曜日・木曜日（祝日の場合は翌日）

### ○収集日時

8 時 3 0 分まで又は 1 6 時 0 0 分以降

（変更する場合は、事前に三重運輸支局の検査・監督職員と調整すること）

### ○収集場所

三重運輸支局構内の 1 0 箇所とする。（別紙のとおり）

### ○予定数量

可燃物 1 ヶ月 3 0 0 kg 程度

不燃物 1 ヶ月 2 0 kg 程度

資源物 1 ヶ月 2 0 kg 程度（缶、瓶、ペットボトル）

古紙 1 ヶ月 3 0 kg 程度（新聞、雑誌、段ボール）

## 5. 注意事項

- （1）本業務の詳細については、三重運輸支局の検査・監督職員の指示によるものとする。
- （2）作業員には本業務に必要な事項を十分に会得させること。
- （3）本業務の実施にあたっては、当該施設への来客者に十分配慮すること。  
なお、作業員が施設内秩序等を乱すと認められる場合は、受注者に対して、その変更を命ずるものとする。
- （4）建物、工作物、機材、備品等に損傷を与えないよう十分に注意すること。  
損傷を与えた場合は、速やかに検査・監督職員に報告するとともに、受注者の責において完全に復旧すること。
- （5）本業務に必要な機械器具、資材、消耗品等がある場合は、全て受注者において準備すること。
- （6）廃棄物の収集・運搬及び処理・処分に関する関係法令を遵守すること。
- （7）収集場所のごみの飛散等には注意すること。
- （8）本業務の実施にあたって受注者が、一般貨物自動車運送事業法における運送事業者  
に該当する場合は、当該事業の許可を取得していること。
- （9）本仕様書に記載のない事項で、必要と認められる事項が発生した場合は、発注者・

受注者協議のうえ決定するものとする。

(10) 業務の執行上知り得た業務内容や個人情報等を、他に漏らしてはならない。

#### 6. 検査

作業終了後、検査職員により仕様書に基づく検査を受け、検査合格後、作業を完了するものとする。

#### 7. 監督

監督職員が必要と認める事項について、適宜監督する。

#### 8. 検査・監督職員

本業務の検査・監督職員は以下のとおりとする。

三重運輸支局

首席運輸企画専門官

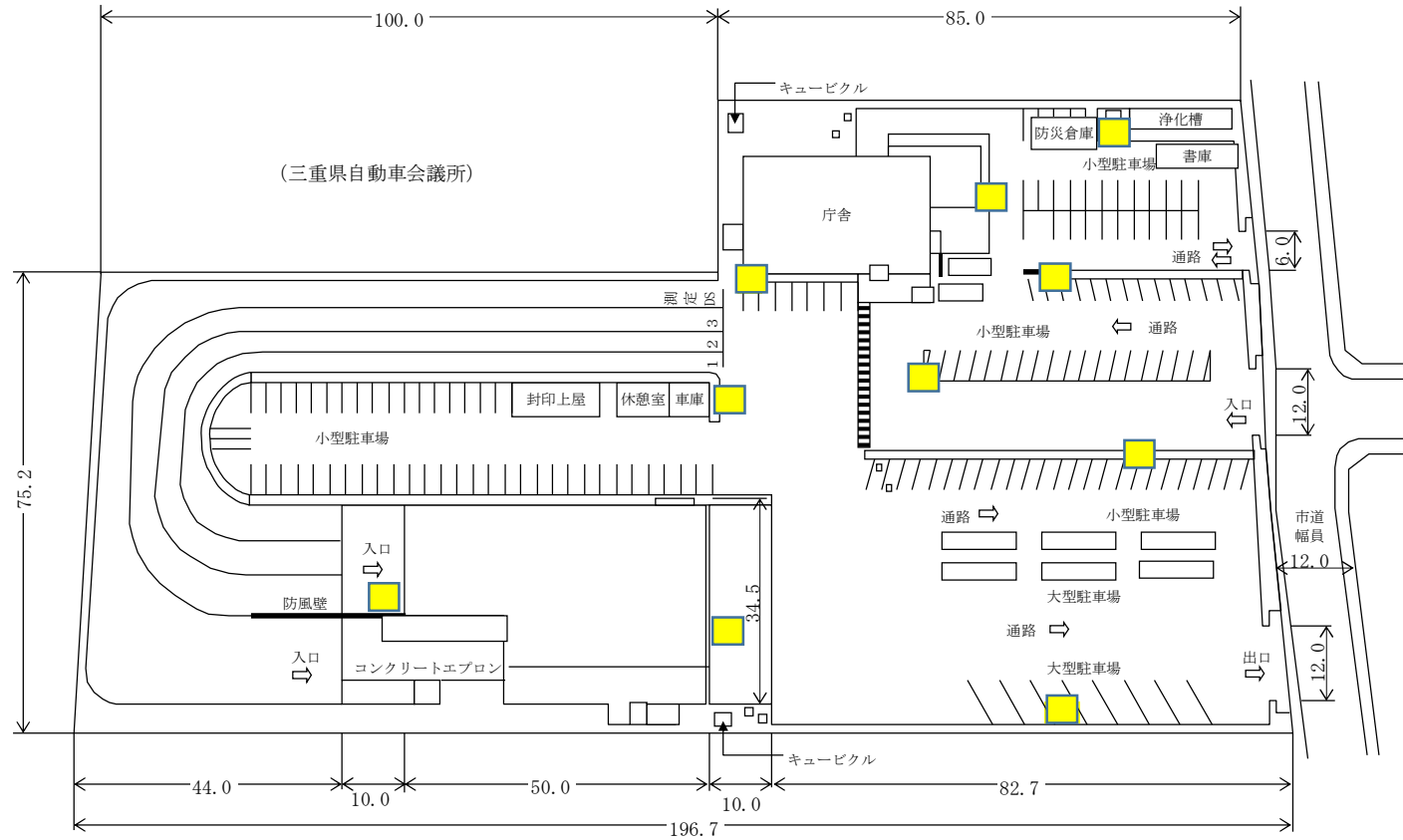
#### 9. 支払

本業務は、中部運輸局及び独立行政法人自動車技術総合機構並びに受注者の3者契約であるため、発注者が指定する金額にて分割し各々に請求すること。

# 用地及び建物配置図

三 重

(軽自動車検査協三重支所)



■ 収集場所